

北岡四郎議員に対する問責決議

地方議会議員の活動は、単に本会議などの会議に出席し、議案の審議などを行うだけではなく、当該地方公共団体の事務に関する調査研究や住民代表として住民意思を把握するための活動など、広範多岐にわたっている。また、地方分権の進展により地方公共団体の果たすべき役割が拡大するなか、これまで以上に積極的に議員活動を展開することにより、利害調整、政策形成、監視といった議会機能の強化を図ることが求められている。

今回の西都商業高校跡地購入にあたって北岡四郎議員は、令和2年7月29日、市議会全員協議会において、「官と民が一緒になってという話があるのならば、西都市が買って官と民で貸付なりいろいろして活用すれば良いことで、企業側が必ず落札できる保証もないので、先行投資でちゃんとやって一緒に官と民でやりましょうということだってできる訳じゃないですか。」と発言している。

その後、同校跡地購入の議案は、誰も反対の意思、行動はなく、全会一致で可決され、令和3年6月議会で株式会社日南に売却処分された。

ところが、北岡四郎議員は、「競争入札をせず、随意契約したことは違法、また建物の存続・使用が前提であるにも関わらず、建物取り壊し費用を差し引いた価格で売買をした。」との理由で住民監査請求書を提出した。

その後、監査結果が出ていない状況で、「西都商業高校跡地売却に関し、売却方法・価格に問題あり」として、「西都市政を正す会・会長・北岡四郎」名で市議会での審議の過程で対象としていないことまで掲載し、同議案に賛成した議員の氏名を記したビラを西都市内に配布した。

その一方で、市当局は北岡四郎議員の主張に対し、「随意契約の方法をとったことに裁量権の逸脱や濫用はなく、違法性はないと認識しているところである。西都市が宮崎県から買い受けた本件不動産を同額で株式会社日南に売却したことに對して、西都市の損害は生じないものと認識している。」との見解を述べている。

また、北岡四郎議員から提出された住民監査請求書を審査した2名の監査委員から9月24日付けで「請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する」との結果が出されたところである。

以上のことから、同校跡地を売却する「財産の処分について」の提案、議会の議決は違法性もなく、西都市と市民に何ら損害を与えたものではないと言わざるを得ない。

今回の北岡四郎議員の一連の行動は、市民に対して本市議会に対する信頼、信用を著しく失墜させると同時に議会制民主主義を冒瀆するものであり、断じて許されるものではない。

よって、本市議会は、北岡四郎議員に対して、議員としての責務を深く認識し、今回の行動に対して猛省を促すとともに、その責任を厳しく問うものである。

以上、決議する。

令和3年9月30日

西都市議会